

住まいと暮らし

水道・下水道

【届け出が必要なとき】

- 問** 水道部お客様サービスセンター
☎ 35-4718
- ▶引っ越しをする
 - ▶一時、水道を止める
 - ▶水道の利用者が変わる
 - ▶家の取り壊しなどで水道を撤去する
 - ▶用途が変わった（家事用・業務用など）

【給水装置 排水設備の新設や変更のとき】

- 問** 水道部お客様サービスセンター
☎ 35-4718
- 工事は、指定工事業者（下記参照）でなければなりません。新設・布設替工事のときは、指定工事業者とよく相談し、工事申請書を市に提出してください。申請受付時に内容を審査し、工事内容により、水道加入金と審査および検査手数料を納めていただきます。

【水洗トイレについて】

- 問** 水道部お客様サービスセンター
☎ 35-4718
- ▶水洗トイレを新設するとき
- 水洗トイレなどの工事は、指定工事業者（下記参照）でなければなりません。新設・改造工事のときは、指定工

事業者とよく相談し、排水設備工事申請書を市に提出してください。

- ▶トイレの水洗化にご協力を
- 下水道管が埋設された区域（下水道処理区域）に住んでいる方は、速やかにその土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければなりません。

また、公示された日から3年以内に取り組みを水洗化しなければなりません。

なお、雨水と汚水の合流区域（1条東11丁目～9条西12丁目の利根別川以北および元町の一部区域）以外の方は、雨水を汚水管に接続できません。

水道料金・下水道使用料

- 問** 水道部お客様サービスセンター
☎ 35-4718
- 水道料金は、水道メーターを検針し、2カ月ごとに請求しますので、納期内に納めてください。
- 下水道使用料は、水道料金と合わせて納めてください。

【支払い方法】

水道メーターの検針の翌月に、納入通知書を郵送します。記載されている

納入期限までに、納入通知書を持ってお近くの取扱金融機関、コンビニエンスストア、または市役所窓口で納めてください。

【便利な口座振替の利用を】

市内の金融機関の預金口座があれば、その口座から定期的に支払うことができます。

銀行印と納入通知書を持参し、市役所または市内の各金融機関でお申し込みください。

【納付相談】

収入の減少などで納付にお困りの方は、早めに相談してください。

定期的に休日相談窓口を開いています。日程などは、広報いわみざわなどでお知らせします。

指定水道・下水道工事業者一覧

岩見沢市指定給水装置・排水設備工事業者（令和6年1月4日現在）

問 水道部お客様サービスセンター ☎ 35-4718

事業者名	所在地	電話番号
日管建設(株)	7 西 11	22-3594
瓜生設備工業(株)	8 東 6	22-2854
共進工業(株)	4 東 12	22-0336
北海管工(株)	7 西 15	22-1369
(有)サークル暖房	7 西 11	22-1294
道央興産(株)	日の出北 1	24-0077
(株)空知総合企画	東町 666	25-7683
(株)朝日住設	南町 5-2	23-8173
(有)若浦	美園 5-3	24-2023
(有)北成工業	上志文町 303	33-2005
(株)クリーンシステム	大和 3-4	25-7505
(株)オーツカ	6 東 10	22-5377
岩見沢管工事業協同組合 ※	12 東 1	24-8897
(株)いわせき ※	5 東 1	22-5000
(株)三雄建販	岡山町 335	24-4390
(有)ライフ・ウォーター	日の出北 3	090-2813-2094

事業者名	所在地	電話番号
(株)Jusetu	金子町 15	23-0169
(株)ソウシン	南町 4-1	22-1702
R K 設備 ※	2 西 15	24-9755
(株)ヨコタ設備	北 2 西 14	24-6894
ながい設備工事店 ※	北 1 西 16	25-9102
(株)くりねん	栗沢町本町 83	45-2358
(有)石川衛生工業	北村中央 3	56-2781
(株)TOSEI	栗沢町自協 373	45-2545
まこと設備工業(株)	緑が丘 3	31-5297
(株)サンセイ設備	北本町東 9	24-5030
(株)岩水	3 西 9	51-4471
(株)丸健ホームサービス	7 西 17	24-6141
(有)テクノ冷暖 ※	大和 3-7	20-1100
(有)ムラタデンキ	大和 3-6	23-0290
ホクシンメンテ(株) ※	志文本町 2-5	24-8844
(有)道央ボイラーサービス ※	大和 3-7	24-6777

※印は、水道工事のみの業者です。市外の指定工事業者は、お問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。



漏水・凍結

【漏水を見つけたときは】

- ▶路上・空き地・空き家の場合
⇒水道部お客様サービスセンターへ
☎ 35-4718
 - ▶宅地内の場合⇒指定工事業者（前ページ参照）に修理を依頼し、早期に修理してください
- ※漏水発生の原因により、水道料金や下水道使用料が軽減される場合があります。

【凍結を防ぐ】

- ▶冬が来る前に自宅の水抜き栓（不凍栓）が正常に動くかテストする
- ▶冬期間は床下の換気口を閉める
- ▶テレビなどで「凍結注意」と報じられたときは特に気を付ける

【凍結してしまったら】

軽い凍結の場合は、露出している管にタオルなどを巻き付けて、ぬるま湯をかけることで水が出る場合があります。それでも水が出ない場合は、市が指定した工事業者（前ページ参照）にご連絡ください。



なお、凍結修理などの費用は自己負担となりますので、修理を行う際、見積もりを依頼するなどして、事前にご確認ください。
※別途、見積り・出張費用が掛かる場合があります。

税について

【主な市税の問合先】

- ▶個人市民税・法人市民税
⇒税務課市民税係
☎ 35-4031
- ▶固定資産税・都市計画税・軽自動車税 種別割
⇒税務課資産税係
☎ 35-4032

【納付方法】

問 税務課納税係 ☎ 35-4036

市税は、納付書に記載している市の指定金融機関および収納代理金融機関、コンビニエンスストアで納付できます。また、インターネットからクレジットカードによる納付、固定資産税と軽自動車税は地方税統一QRコードを利用したスマートフォンによるキャッシュレス決済もできます。いずれも、納期内に納めてください。

【便利な口座振替の利用を】

問 税務課納税係 ☎ 35-4036

個人市民税や固定資産税、軽自動車税の納入には、口座振替をぜひご利用ください。

希望する方は、預金通帳に使用している印鑑を持参し、市役所または市内の各金融機関でお申し込みください。

【納税相談】

問 税務課納税係 ☎ 35-4036

収入の減少などで納付にお困りの方は、早めにご相談ください。

定期的に夜間・休日相談窓口を開設しています。日程などは、広報いわみざわなどでお知らせします。

ごみ・リサイクル

問 廃棄物対策課 ☎ 35-4395

燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみは有料で、びん、缶、ペットボトル、紙類、危険ごみ、プラスチック製容器包装は無料で回収しています。

ごみと資源の分け方や出し方、手数料など、詳しくは「家庭ごみの分別ガイドブック」または市ホームページをご覧ください。



ID : 4691

【ごみの自己搬入】

ごみを処理施設に有料で運び入れることができます。

受入施設 いわみざわ環境クリーンプラザ いわ☆ぴか
(東山町 297)
☎ 20-0530

受入時間 1月1日を除く月曜から土曜日（祝日含む）の午前9時から午後5時



【クリーンエコ】

問 ごみ・環境総合案内所クリーンエコ (3西4 第2ポルタビル1階)
☎ 31-1153

ごみの分別や減量化、環境に関する情報発信、啓発の拠点施設です。資源物の一部回収のほか、ミニ講座も随時開催していますので、お気軽にお立ち寄りください。

開所日 火曜～日曜日（祝日、年末年始を除く）
開所時間 午前10時～午後5時



し尿の汲み取り

問 廃棄物対策課 ☎ 35-4395

お住まいの地域の担当者へ直接申し込んでください。

※担当地域、担当業者は、お問い合わせください。

公営住宅

【市営住宅】

問 建築課住宅管理係 ☎ 35-4690
空き家の市営住宅への入居者を募集期間を定め、年4回程度募集します。募集時期など、詳しくは広報いわみざわでお知らせします。

【北村勤労者住宅】

問 建築課住宅管理係 ☎ 35-4690
入居募集は随時行っています。入居資格や空き状況など、詳しくはお問い合わせください。

【道営住宅】

問 指定管理者 ㈱セキュメント（有明町南1） ☎ 25-4785
入居資格、申込案内など、詳しくはお問い合わせください。

空き家とあき地

【空き家の管理】

問 市民連携室市民連携係 ☎ 35-4267
市民の安全と生活環境を保全するため、管理不全な空き家の所有者に助言や指導を行っています。

【不良空家除却補助】

問 市民連携室市民連携係 ☎ 35-4267
危険で周囲の環境に悪影響を与える不良空家の除却工事にかかる費用の一部を補助しています。

【あき地の管理】

問 環境保全課 ☎ 35-4387
健康で住みよい生活環境をつくるため、あき地の所有者に適正な管理と環境の保全をお願いしています。
草木が茂る時期になると、病害虫が発生しやすくなりますので、早めに草刈りなどの環境整備にご協力ください。

道路のこと・冬の暮らし

【道路の補修・除排雪】

問 土木課道路整備係 ☎ 35-4618
土木課道路維持係 ☎ 35-4620
市道の補修や整備、または除排雪のご意見などご連絡ください。
冬期間の通勤・通学や経済活動を維

持するために除排雪作業を行いますので、次のことにご留意ください。

- ▶ 除排雪作業の支障となるので、路上駐車はしない（違法駐車の場合は、強制撤去する場合があります）
- ▶ 道路に雪を出さない
- ▶ 消火栓付近には雪を積み上げない

毎年11月に除排雪対策本部を設置し、迅速な対応に努めています。

☎ 22-8400

24時間受付（11月中旬～3月下旬）

【守ってほしいルール・マナー】

冬を安全で快適に過ごすため、皆さんに守ってほしいルールやマナーがあります。また、冬の暮らしや雪に関する情報をいろいろな手段で発信しています。詳しくは『冬の暮らしガイドブック』をご覧ください。



ID : 3299

火災と救急

問 消防署（8東10） ☎ 22-4380

【消火器の設置】

一般家庭には法的な設置義務はありませんが、いざというときのために消火器の備えをお勧めします。消火器の使用方法は、本体に表示されていますので、日ごろから確認しておきましょう。

【住宅用火災報知器の設置】

住宅は火災報知器設置が義務付けられています。設置後は届け出が必要で

設置場所

- ▶ 寝室として使用する部屋
- ▶ 2階に寝室として使用する部屋がある場合には、階段

【救急車の利用】

救急車は、急病やケガなどにより自分で病院に行けない方のためにありま

す。タクシー代わりや夜間に病院を探すのが面倒などの理由により要請するものではありません。

そのような要請のために、本当に必要な方へ救急車を手配できないことがあります。救急車の適正な運用のため、皆さんのご協力をお願いします。

防災

問 防災対策室防災対策係

☎ 35-4823

万が一の災害に備え、洪水ハザードマップで水害時に浸水する地域や最寄りの避難所を確認してください。また、非常持ち出し品の紹介やペット避難の方法、情報入手手段なども掲載していますので、併せて確認してください。



ID : 4557



ID : 4558

【岩見沢市メールサービス】

登録制のメールサービスで、災害に関する情報や犯罪警戒情報、休日当番医、除排雪の情報などを配信しています。メールサービスに登録して、情報をいち早く入手しましょう。
※メールサービスにかかる通信料は自己負担。

登録方法

下記二次元バーコードを読み取るか、携帯電話、スマートフォン、パソコンから [kara-mail@mail.bousai-iwamizawa.jp] にメール（件名、本文に『あ、』を入力）を送信してください。
すぐに仮登録完了メールが届きますので、本文のリンク先にアクセスし、案内に従って本登録してください。

※登録できない場合はお問い合わせください。



【災害を受けたときの見舞金】**問** 福祉課総務係 ☎ 35-4107

火災や風水害で被災した方に、見舞金をお渡ししています。この他、日本赤十字社からの日用品の援助もあります。詳しくはお問い合わせください。

町会・自治会**問** 市民連携室市民連携係

☎ 35-4267

町会・自治会は、私たちが暮らしていくために欠かせない、生活の支えになる大切な組織です。

福祉、スポーツ、レクリエーション活動、防災・防犯活動、交通安全、高齢者との交流会・敬老会など、さまざまな地域コミュニティ活動や、街路灯（防犯灯）の設置や維持、公園の管理、ごみステーションやリサイクルステーションの設置・清掃など、住みよい地域づくりのための活動を行っています。

少子高齢化が進む中、生活に密着したさまざまな活動は行政や家族だけではなく、地域での取り組みが欠かせません。市民の皆さんが安心して生活できる地域にするため、町会・自治会への加入をお勧めします。

なお、お住まいの場所の町会・自治会が分からない場合は、公開型 GIS いわまっぷを
ご覧になるか、お問い合わせ
してください。

**ペット****【犬や猫の飼育】****問** 環境保全課 ☎ 35-4387

犬を飼うときは、生涯1回の登録をし、毎年狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

また犬を散歩させるときは、必ずリード（引き綱）をつけ、ふん・尿を片付ける道具を携帯し、ふんは必ず持ち帰り自宅で処理してください。

猫を飼うときは、病気の感染や不慮の事故から守るためにも、屋外に放さず、室内で飼うようにしましょう。

飼い主や住所などが変わった際、マイクロチップが装着されている犬・猫

は日本獣医師会のマイクロチップ登録申請システムで、装着されていない犬は市に情報変更手続きを行ってください。装着されていない猫は手続き不要です。

犬や猫などのペットは、健康や安全に気を配り、最期まで責任を持って飼いましょう。

トラブル・交通安全**【消費者センター】**

悪質商法や訪問販売、通信販売などさまざまな消費者トラブルに関する相談や苦情を受け付けています。

消費生活に関するトラブルに対し、できるだけ自分で解決できるようアドバイスしたり、必要に応じて事業者とのあっせんをしたりします。

所在地 4西3 であえーる岩見沢
4階

電話番号 23-7987

【交通安全】**問** 市民連携室市民相談・交通防犯係
☎ 35-4269

岩見沢市から悲惨な交通事故をなくし、安全で、安心できる、市民生活を確保するため、春・夏・秋・冬の季節ごとに重点目標を定め、市民総ぐるみで旗の波街頭啓発、市民の集いなどを行い交通安全運動を実施しています。

パートナーシップ宣誓制度**問** 市民連携室男女共同参画担当

☎ 35-4271

一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活で支え協力し合う関係であることを市に宣誓した事実に対して、市がパートナーシップ宣誓書受領証、などを交付する制度です。

この制度に法的な効力はありませんが、当事者の安心感や性の多様性への社会的な理解が促進されることを目指すものであり、宣誓することにより利用可能となる行政サービスがあります。また、自治体間連携を行っている市町村との間で転入・転出する場合は、新たに宣誓することなく宣誓書受領証

などを継続して利用することができません。

宣誓手続きは事前予約制です。予約方法や必要書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



ID: 10342